

優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ

令和3年法改正を受けて、優先度が高い避難行動要支援者は市が 主体となり、関係者と連携して作成する。

計画作成の優先度に関する考え方

- ① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

市

避難行動要支援者名簿作成

【市支援による個別避難計画】

【本人・地域記入の個別避難計画】

対象者の個別避難計画作成の優先度は高いか

Yesに想定される者
上記①かつ②かつ③

Yes

NO

(市支援の個別支援計画を)今年度作成するか

Yes

No

福祉専門職に委託し
個別避難計画を作成

本人・地域記入の個別
避難計画の働きかけ

翌年度以降順次

福祉専門職に委託し
個別避難計画を作成

本人・地域記入の個別
避難計画の働きかけ

本人・地域記入の個別
避難計画の働きかけ

本人・地域記入の個別
避難計画の働きかけ

作成したら終わりではなく、計画の実効性を確保する取組が継続的に必要